

認定能力評価基準（レベル3、レベル4技能者）の評価について

令和2年4月13日

高知県土木政策課建設業振興担当

令和2年4月1日以降申請の経営事項審査において、審査基準日時点で国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により、レベル3技能者（建設キャリアアップシステムシルバーカード）、レベル4技能者（建設キャリアアップシステムゴールドカード）と判定された技能者について技術職員として評価されることとなりました。詳細については下記のとおりです。

1 変更点

申請書様式別紙2「技術職員名簿」の有資格区分コードが新たに追加されます。

- (1) レベル3技能者（建設キャリアアップシステム シルバーカード）
703のコードが追加され、2点の評価を付与します。
- (2) レベル4技能者（建設キャリアアップシステム ゴールドカード）
704のコードが追加され、3点の評価を付与します。

2 資格の確認方法

能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」（例：別紙）の提示をお願いします。なお、結果通知書の詳細については各能力評価実施機関にお問い合わせください。

3 再審査申請について

- (1) 審査申請の対象について
再審査申請日において、再審査の申立を行う「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効期限内である場合に申請を受け付けます。
- (2) 審査申請の受付期間について
令和2年4月13日から令和2年8月11日までとします。
- (3) 再審査手数料について
無料です。
- (4) その他
 - ・再審査を受けるか否かは申請者の判断となり、仮に受けない場合は既存の結果通知書が有効となります。
 - ・本改正に伴う総合評定値の変化が見込まれない者は、再審査を受けることはできません。
 - ・再審査結果の入札参加資格への反映は高知県の場合には行いません。県内の他自治体等に入札参加資格の申請をされている場合は、各自治体等の判断によりますので、事前に各自治体等にお問い合わせの上、再審査を受けるかどうかをご判断ください。

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関